

## 各務原市高度医療機器整備費補助金交付要綱

(令和2年4月1日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域医療に貢献する市内の医療機関が、地域医療の確保と市民の健康管理を図るために必要な高度の医療機器の購入に対して、市が予算の範囲内において高度医療機器整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定により告示された救急病院又は救急診療所であつて、市と救急医療等に関する協定を締結している市内の医療機関とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、高度医療機器（1機種当たり税込み5,000万円以上の医療機器をいう。以下同じ。）の購入に要する経費とし、借入金により購入する場合は、その年度の元金及び借入利息の償還額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費から寄附金その他の収入額を控除した額の2分の1の額を限度として予算の範囲内で定めるものとし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(協議)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、高度医療機器の選定及び借入れの有無について、あらかじめ、市と協議しなければならない。

(交付申請)

第6条 前条の規定による協議が調った者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条第1項に規定する申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 借入金によらないで高度医療機器を購入する場合にあつては、当該高度医療機器の購入に係る見積書その他の購入に要する経費が分かるもの
- (2) 借入金により高度医療機器を購入した場合にあつては、当該高度医療機器の購

入に係る領収書その他の購入に要した経費が分かるもの、借入れに係る契約書の写し並びにその年度の元金及び借入利息の償還予定額が分かるもの

(3) その他市長が必要と認める書類

(実施報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに規則第11条に規定する補助事業実施報告書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 借入金によらないで高度医療機器を購入した場合にあっては、当該高度医療機器の購入に係る領収書その他の購入に要した経費が分かるもの

(2) 借入金により高度医療機器を購入した場合にあっては、その年度において元金及び借入利息を償還した額が分かるもの

(3) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。